

『集団的自衛権』

認められない理由

日本国憲法

前文〔抜粋〕

日本国民は、……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。……われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第98条〔第2項省略〕

- 1 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

横浜弁護士会

日本国憲法の平和主義の意義と集団的自衛権の禁止の趣旨

日本国憲法は、前文で、憲法の基本原理として恒久平和主義と平和的生存権を確認し、9条で、戦争と武力の行使等を放棄するとともに（1項）、戦力を持たないこと、交戦権を認めないことを規定しています（2項）。この2項によって「正しい戦争」も含めて一切の戦争を禁止したところこそ、日本国憲法の世界憲政史上画期的な意義があります。

国連憲章も戦争を違法なものとして武力の行使を禁止しているのですが（2条4項）、日本国憲法はこれをさらに進めて、軍事力によらない徹底した平和主義をとるものとして世界的に先駆的な意義をもっているのです。

日本国憲法により、私たちは、武力によるのではなく、人類の叡智や、他国との信頼関係を構築することによって、平和を維持することを決意したのです。

この憲法のもとで、これまで政府も、自衛のための最小限度の実力組織としての自衛隊を保持することはできるとしながら、一貫して、それは「戦力」であってはならず、集団的自衛権の行使や海外での武力行使は、必要最小限度の自衛の範囲を超えるものであるから憲法9条によって許されないとしてきました。それは、政府にとって憲法9条による最低限の歯止めだったのです。

ところが、政府は、2014年7月1日閣議決定により、戦後積み重ねてきた定着した憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を認め、これを実施するための法律改正をしようとしています。

しかし、集団的自衛権は、自国が直接攻撃を受けていないのに、密接な関係にある他国のために武力の行使をする、戦争をするというものですから、最小限度の自衛のための実力行使を超えるものであり、憲法9条による最低限の歯止めをはずし、その規範的意義を否定するものとして、平和憲法に違反するものです。

また、憲法の改正手続すらしないで、解釈の変更という方法によって、また法律を制定・改正するという方法であっても、集団的自衛権の行使を認めることは、政府や国会に憲法遵守義務を課し（憲法99条）、国家権力を憲法の制約の下におくことにより国民の自由と人権を保障しようとする立憲主義を否定することでもあります。

集団的自衛権の行使容認は、こうして日本を再び「戦争をする国」へと作り変えることです。ですから、私たちは、集団的自衛権の行使を容認することに反対します。



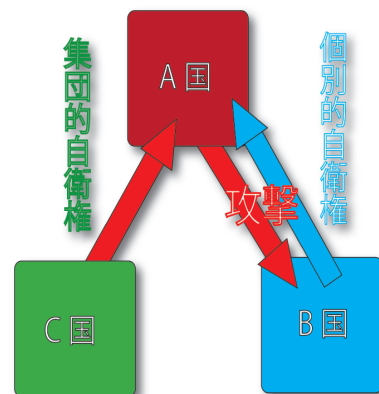
横浜弁護士会
Yokohama Bar Association

Q1

政府は、憲法9条の下での自衛権というものを、どう解釈し、説明してきたのですか？

憲法9条は、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定していますが、その下でも政府は、必要最小限度の実力組織（自衛隊）を保持して自衛権の行使をすることは独立国である以上国が当然に保有する権利であるとしてきました。

しかし政府としても、憲法9条による制約として、自衛権を発動するには、①我が国が急迫不正の侵害（武力攻撃）を受け、②これを排除するために他の適当な手段がなく、③必要最小限度の実力行使にとどまることが必要だとしてきました（自衛権発動の3要件）。



Q2

**『集団的自衛権』とは、どういうものですか？
政府はこれまで、集団的自衛権を認めてこなかったのですか？**

「集団的自衛権」とは、政府によれば、**自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利**をいうとされます。そして集団的自衛権を認めるということは、日本に対する直接の武力攻撃がされていない場合に、密接な関係にある外国が攻撃されたら日本が武力行使（戦争）をすることができる、というもののなので、**集団的自衛権の行使は、上記の自衛権発動の要件を超えるものとして、憲法9条のもとでは認められない、としてきたのです。これは、政府の一貫した憲法9条の解釈でした。**

それはまた、相手から攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使するという、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略としての「専守防衛政策」を裏付けるものでもありました。

Q3

国連憲章は、集団的自衛権を国家の固有の権利として認めているではありませんか？

たしかに、国連憲章51条は、個別的・集団的自衛権を「固有の権利」として規定しています。しかし、同時に国連憲章は、原則として「武力による威嚇又は武力の行使」を違法なものとして禁じ（同2条4項）、戦争は違法なものとしているのです。すなわち、国連憲章が規定する自衛権は、個別的自衛権も含めて、武力攻撃が発生した場合に、国連が国際安全保障措置をとるまでの間、暫定的・例外的に認められるものにすぎません。

さらに、その制限された自衛権も、実際に行使するかどうかは各国の制度と判断に委ねられており、その国の憲法、法令等によることとなります。そして日本は、日本国憲法により、「正しい戦争」も含めて一切の戦争を放棄し、戦力を持たないことを決めました。だから政府も、憲法9条により、必要最小限度の自衛措置の3要件を超える集団的自衛権は、行使できないとしてきたのです。

Q4

集団的自衛権の行使を認めると、どうなるのでしょうか？

日本が戦争に踏み込むのが、現実の問題となるでしょう。

例えば、日本が直接攻撃を受けていないのに、密接な関係にある他国が攻撃を受ければ、日本も相手国と戦うという選択があることとなります。日本が外国と戦えば、外国も日本を攻撃してきます。こうして、日本が戦争に踏み込む機会・危険は格段に増え、憲法9条の歯止めのもとで1人も殺さず殺されることもなかった平和国家日本の姿は、もはや失われてしまうのではないのでしょうか。

これまでの政府の憲法解釈

【集団的自衛権についての政府の憲法解釈】

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許されている自衛権の行使は我が国を防衛するために必要最小限度の範囲に止まるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。（昭和56年5月29日「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書）


Q5

集団的自衛権の行使であっても、日本の存立が脅かされ、国民の権利等が根底から覆される明白な危険がある場合などに限定すれば、認めてもよいのではないですか？

「存立が脅かされ」「根底から覆される」かどうかというような限定文言はたいへんあいまいで、人により立場によって見方が全く異なり、客観的な判断基準にはなりません。時の政府の誤った判断で「存立が脅かされる」などとされ、他国のための戦争に突き進む危険は、やはり大きいと指摘せざるをえません。

そして何よりも、ひとたび集団的自衛権が行使されれば、それが突破口となって、際限のない武力の応酬へと、とめどなく広がっていくことでしょう。

集団的自衛権の主な行使の例



- 1968年 チェコ事件（プラハの春の弾圧事件）
チェコスロバキア政府の要請を受けたとしてソ連が民主化運動を弾圧。
- 1956年 ハンガリー動乱
ハンガリーの民主化運動に対しソ連が軍事介入し弾圧。
- 1980年代前半 ニカラグア軍事介入
アメリカはホンジュラスなどニカラグアの周辺国のための集団的自衛権を理由に反政府組織コントラを支援しニカラグアに軍事介入。
- 1965～75年 ベトナム戦争
南ベトナム政権からの要請があったとして、アメリカが軍事介入。
- 1990年～91年 湾岸戦争
イラクのクウェート侵攻に対し、アメリカ、イギリスなどからなる多国籍軍が集団的自衛権を行使しイラクを攻撃
- 1979年～89年 アフガニスタン侵攻
アフガニスタン政権に対する武装勢力の蜂起が相次ぎ、ソ連が軍事侵攻。
- 2001年 アフガニスタン戦争
9.11の同時多発テロに対し、NATO 諸国が集団的自衛権を理由にアフガニスタンに対し、武力攻撃。

Column

これまで、「集団的自衛権」を理由に武力行使がされた例としては、これらのようなものがあります。「集団的自衛権」は大国が武力行使と政治支配を正当化するための口実として濫用されることが多いのです。

Q6

安保条約上、日本もアメリカを防衛する義務を負っているのではないですか？

日本はアメリカに、アメリカの「極東」戦略のために日本の領域の一部を基地として使用することを許し、アメリカはそれに対応して、日本の領域が他国から攻撃された場合に自国の平和・安全に対する脅威として共同で防衛する、というのが安保条約の構造です。

日本にある米軍基地が他国から攻撃を受けた場合、それは同時に日本に対する攻撃でもありますから、日本が個別的自衛権を行使するかどうか、という場面になります。しかし、日本の領域外でアメリカが他国から攻撃を受けたような場合に、**日本がアメリカを防衛する義務は、安保条約上ありません。**安保条約は、日本が集団的自衛権を行使することを前提にしてはいないのです。

Q7

自衛隊が、国連の集団安全保障措置、平和維持活動や平和維持軍に参加することは、よいことなのではないですか？

憲法9条の下で認められるのは、政府の解釈でも、自衛のための実力行使だけですから、海外にまで出かけて行って武力の行使をすることは、たとえ平和を維持するための国連の活動であっても許されません。それを認めれば、日本が戦争に参加するのが、ごく当たり前のことになってしまうでしょう。

政府もこれまで、国連の集団安全保障措置や平和維持活動であっても、海外での武力行使や、他国の武力行使と一体となった活動は、自衛のための必要最小限度を超えるものであって許されない、としてきています。

これまでの政府の憲法解釈

【自衛隊の海外派兵の禁止】

武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないものと考えている。(昭和60年9月27日憲法第9条の解釈に関する質問に対する答弁書ほか)

【他国との武力行使の一体化の禁止】

それ自体は直接武力行使を行わない活動であっても、他国による武力行使と一体となるような行動を行うことは、憲法9条との関係で許されない。(平成9年2月13日衆議院予算委員会内閣法制局長官答弁など)

Q8

アジア諸国で、核・ミサイル開発や軍備の増強がなされ、緊張が高まっているのですから、日本も集団的自衛権を行使できるようにすることが必要なではありませんか？

軍備に対して軍備で応えようとするのは、憲法の平和主義に反しますし、止めどない軍拡競争に突き進みかねません。

日本が軍備を拡大し、集団的自衛権の行使を容認し、過去の戦禍についての歴史認識を否定しようとするほど、アジア諸国の日本に対する信頼を損ね、警戒心をあおり、緊張関係を強めることになるでしょう。それは日本の平和と安全に逆行するものと思われま

Q9

紛争の絶えない国際社会の秩序を維持するには、平和主義の理想論では、通用しないのではないですか？

現代の戦争にあっては、核兵器その他の大量殺戮兵器が使用されることになりかねず、一旦これが使用されれば、人類の存続までもが危うくなります。しかも各国が経済的にも密接に依存しあっている現代において、国際紛争に対処するのに武力に頼ることは、自国の存立基盤を掘り崩すことになります。

国際平和を実現・確保するには、結局、たゆまぬ平和外交の積重ね、平和維持のための地域的国際関係の形成など、地道な外交努力以外に方法はありません。そして、日本国憲法が掲げる武力によらない徹底した平和主義の考え方は、グローバル化した現在の国際社会の中でこそ、その指針となるものだと考えられます。

Q10

政府は、「積極的平和主義」を提唱しています。これによって国際紛争が適切に解決できるのではないですか？

2013年12月に政府が閣議決定した「国家安全保障戦略」は、「積極的平和主義」を我が国の防衛・外交の基本方針とするとしています。しかし、そこで「平和主義」と言われているものの内容は、自衛隊の増強や活動領域の拡大など、実力（軍事力）による国際紛争への対処を強く打ち出すものとなっています。また、平和憲法のもとで日本が「死の商人」になることを防いだ武器輸出禁止三原則も見直され、「防衛装備移転三原則」が閣議決定されました。特定秘密保護法も強行制定され、防衛・外交等に関する広範な情報が重罰により国民から秘匿されようとしています。

これらの最近の動きをさらに発展させようとするのが、政府のいう「積極的平和主義」の内容で、集団的自衛権の行使の容認も、それと重なり合います。それは、憲法の求める平和的方法による国際紛争の解決とは相容れないものと言わざるを得ません。

